



平成元年 9月 5日

薬審2第 1161号

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生省薬務局審査第二課長

厚生省薬務局安全課長

再評価結果に伴う既承認総合消化酵素製剤の取扱いについて

総合消化酵素製剤については、平成元年 9月 5日付け薬発第772号薬務局長通知「医薬品再評価結果平成元年度（その1）について」により、再評価結果が通知されたところであるが、今回の再評価の対象品目となっていない既承認総合消化酵素製剤についても、今回の再評価に沿って承認事項の変更を行うものについては、本通知の日から3ヵ月以内に申請が行われたものについては、平成元年 9月 5日付け薬審2第1160号に準じて審査を行うものであるので、貴管下関係業者に対して周知徹底方御配慮願いたい。

なお、当該進達書の右肩に (消)（小分け製造品目については、あわせて (小)）の表示を朱書きされたいこと。